

みどりを取り巻く状況の把握

1-1 社会情勢の変化

少子高齢化社会、人口減少

- ・少子高齢化の進行により、我が国の総人口は2008年をピークに減少に転じており、生産年齢人口も1995年をピークに減少に転じている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（出生中位（死亡中位）推計）によると、総人口は2065年には8,808万人にまで減少すると見込まれており、生産年齢人口（15～64歳）は2065年には4,529万人にまで減少すると見込まれている。（国土交通白書より）

集約型都市構造の実現に向けた取り組み

- ・都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる「集約型都市構造」へ再編するとともに、にぎわいがあり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進し、環境負荷低減型の都市活動、効率的かつ効果的な都市整備を実現することが望ましいことから、「歩いて暮らせるコンパクトな集約型都市構造」を目指した総合的な取り組みがなされている。（国土交通白書より）

価値観の多様化

- ・国民の価値観の多様化につれて、歴史・伝統、自然、文化等経済的な側面以外の充足を求めるニーズが高まっている。このようなニーズの変化を踏まえ、都市も、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさやクオリティ・オブ・ライフの向上等のニーズへの対応が求められている。（「新たなステージに向けた 緑とオープンスペース政策の展開について」より）

環境・防災問題への対応

- ・地下水涵養機能の低下や湧水の消失、ヒートアイランド現象の発生、特定の動植物の退行や生態系の変化などの問題が顕在化し、都市化に伴う様々な環境問題に直面している。また、近年では、急激な都市化の収束に伴って美しい街並みなど良好な景観に対する国民の関心が高まっている。
- ・「国土交通省気候変動適応計画」において、地球温暖化の進行により懸念される水害や土砂災害、渇水の頻発、交通への影響、ヒートアイランドの深刻化などの影響は、温室効果ガスの排出削減等を最大限実施しても完全に避けられないことから、緩和策と併せて、ハード・ソフト両面からの総合的な対策や自然との共生および環境との調和、地域特性の考慮や各層（行政、事業者、住民等）の取組推進などの基本的な考え方の下、適応策を推進する必要があることが示されている。（国土交通省資料より）
- ・2015年9月、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「2030アジェンダ」が採択され、環境と関わりの深い目標の達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要とされており、地方自治体においてはSDGsを地域における環境・経済・社会の状況を把握するためのツールとして活用することで、地域の強みや弱みの客観的な把握に活用することが期待されている。（環境白書より）

生物多様性の保全に関する動向

- ・生物多様性の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催をふまえて平成23年10月に施行された「生物多様性地域連携促進法」では、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として示されている。また、COP10において採択された愛知目標の達成に向けたロードマップである「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生態系サービスと人間生活との関わりから生物多様性の重要性について記載され、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくることが提示され、地方自治体、事業者、NGO・NPO等の民間団体、学術団体・研究者、市民といった様々な主体の自主的な取組と主体間の連携・協働の重要性が示されている。
- ・さらに、都市緑地法運用指針の改正に伴い策定された「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」では、都市の生物多様性の確保のために、緑の基本計画を活用してエコロジカルネットワークの形成を計画的に進めていくうえでの配慮事項が示されている。

(国土交通省資料より)

多様な主体による協働、共助による地域づくりに関する動向

- ・地域における住民、NPO、企業等の民間主体による活動形態が多様化・高度化し、公共的価値を含む領域（「多様な主体による協働」）の範囲が広がってきており、今後、このような潮流をさらに広げ、当該主体による地域経営や地域課題解決のシステム構築に向けた活動環境整備を行う「多様な主体による協働」による地域づくりの必要性が示されている。(国土交通省ホームページより)
- ・本格的な人口減少社会を迎えた現在、地域における政策課題に対応するためには、個人の自助、行政等による公助に加え、住民や企業など地域の様々な主体が連携した共助による地域づくりを進めることが重要であり、国土形成計画においても、「多様な主体による共助社会づくり」が地域づくりにおける今後の課題とされていることを受けて、「今後の共助による地域づくりのあり方検討会」において、特に国土交通行政に関連する分野において、それぞれのアプローチにおけるポテンシャルの活用のあり方等についての議論が進められている。

今後の都市公園やオープンスペースのあり方に関する動向

- ・『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』において、今後の都市公園やオープンスペースのあり方について以下の戦略を重点的に推進すべきとされている。
 1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進
 2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化
 3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

以上より、

**市民、NPO、企業等、多様な主体による協働、みどりの利活用・運営等、みどりのマネジメントの必要性が示されている。
身近な地域から地球規模まで、市民の環境志向が高まっている。**

1-2 関係法令、上位計画等における位置付け

都市公園法、都市緑地法、生産緑地法等の改正

<都市緑地法の一部改正>

- ・農地も「緑地」に含まれることが明記された。
- ・民間主体が市民緑地を整備・公開する制度を創設された。
- ・地域の実情にきめ細やかな緑地保全や緑化推進に係る取組を推進する観点から、緑地管理機構制度を見直し、指定権者や指定対象が緩和された。

<都市公園法の一部改正>

- ・十分利用されていない都市公園の活性化・魅力向上により公園利用者の利便の向上をはかるためには民間活力の最大限活用が必要であることから、都市公園内での飲食店、売店等の施設の設置、その施設の収益を活用した特定公園施設の整備、改修等を一体的に行うものを選定する公募設置管理制度が創設された。
- ・占有許可の対象として社会福祉施設を追加された。
- ・公園管理者が公園管理者と地域の関係者などから組織される協議会の組織が可能となった。

<生産緑地法の一部改正>

- ・下限面積を地域の実情に応じて条例による 300 m²から 500 m²未満の範囲で定めることができることとされた。
- ・製造・加工施設、直売所、農家レストランを設置可能な施設として追加された。

都市の低炭素化の促進に関する法律

- ・東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要として平成 24 年 9 月に公布され、都市機能の集約化や緑・エネルギーの面的管理・利用などに関する低炭素まちづくりが推進されている。

みどりの大阪推進計画

- ・2025 年までに府域面積の約 4 割以上の緑地面積を確保
- ・市街化区域の緑被率を 20%（現況 H14:14%の 1.5 倍）確保。
- ・府域に緑があると感じる府民の割合を約 5 割から 8 割へ。
- ・従来の施設緑地と地域性緑地の枠組みに捉われず、セミパブリック空間における府民・行政・事業者が一体となった緑化施策を推進。
- ・「骨格となるみどり」として淀川の環境整備、淀川河川公園の保全、整備、「大規模公園緑地を拠点としたみどり」として寝屋川公園、深北緑地の保全、整備、「骨格に準ずるみどり」として深北緑地、打上川治水緑地の保全、整備、第二京阪道路やその他東西方向等の幹線道路等の街路樹の育成と充実、寝屋川の環境整備、京街道、東高野街道などの旧街道周辺環境の保全、整備が将来像に示されている。
- ・みどりの効果として、「みどりの存在効果」、「みどりの利用効果」のほか、みどりを活用することによるコミュニティ形成やにぎわいづくり、地域の魅力向上など、地域力を高める「みどりの媒体効果」に着目したみどりづくりを進めることが示されている。

淀川流域（淀川河川公園）の動向

- ・「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」において、流域地域協議会によるハード整備とソフトの仕組みづくりについての地区別整備計画を順次作業していくとされ、寝屋川市は中流左岸地域協議会（枚方市、寝屋川市、守口市域）の一員となっている。
- ・重点方針として位置づけられている点野親水空間整備事業においては、ねや川水辺クラブや摂南大学等と連携した親水空間整備が行われ、ねや川の地域力と大学連携と一体となって公園づくりを進めるとされている。

都市農業振興基本計画、新たなおおさか農政アクションプラン

- ・「都市農業振興基本計画（平成 27 年 4 月策定）」では都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全、良好な市街地形成における農との共存、国民の理解の下での施策の推進が掲げられ、都市農業振興基本計画が策定された。
- ・これを受けて、「新たなおおさか農政アクションプラン」では、「府民が農業や農産物に触れ、ゆしみ、味わう機会の創出」などの視点で取組を進めるとされ、「他分野・異分野とも連携し農業・農空間に新しい価値や機能を生み出す」ことを将来像に向けて考慮する視点として掲げられている。

東部大阪都市計画区域マスタープラン

- ・東部大阪は、北部大阪、南部大阪と比べると農地、森林が少ない区域であるため、「みどりの大阪推進計画」を推進する観点から、農地、森林の保全を図る必要性が高い区域であるとしている。
- ・「都市づくりの将来像」として、「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かで美しい大阪」、「安全・安心な大阪」の実現を目指して、「都市づくりの基本方針」として、「みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり」、「健全な生態系・水循環の構築」、「地域資源を活かした美しい景観の形成」、「誰もが暮らしやすい生活環境の形成」などを多様な主体との連携・協働による地域づくりとともに取り組むことが示されている。
- ・都市計画施設等の見直しの方針として、都市計画公園、緑地、墓地について 3 割が未着手のまま存在していることから、絶対量が不足しているものの、「都市のみどり」という観点から施設緑地や地域性緑地等を一体的に評価する仕組みについて検討することが示されている。

以上より、

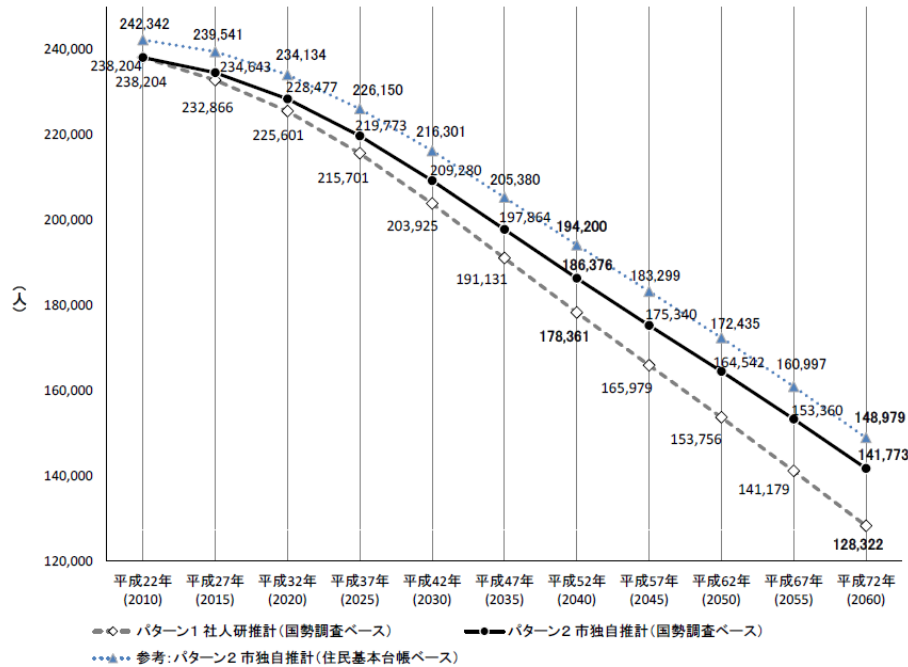
**緑・オープンスペースの効果的な整備・保全の推進や、緑豊かで魅力的なまちづくりの実現に向けて、民間活力を最大限に活かすことが示されている。
都市農地のマネジメントによる有効活用と適切な保全の必要性が示されている。**

1-3 本市のみどりに関する動向

寝屋川市人口ビジョン、寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

・「寝屋川市人口ビジョン」によると、平成 52 年（2040 年）の総人口の推計結果をみると 186,376 人、平成 72 年（2060 年）では 141,773 人（市独自推計）に減少。

【図 41】寝屋川市の将来人口推計結果（総人口）



第五次寝屋川市総合計画後期基本計画

- ・長期間未整備の都市計画施設の対応について、都市計画公園については代替地の確保の可能性及び社会情勢を踏まえた整備の実現性の評価などにより再編を行うことが示されている。
- ・良好な住環境の形成について、周辺地域と調和の取れた景観形成の推進とおもむきのある景観の創出を推進するとし、「快適な生活環境や美しいまちなみが確保されている」と思う市民の割合の向上（現状 H27：29.3%）を目標としている。
- ・みどり豊かなまちの実現について、公園・緑地の整備とともに、サクラ保全事業や協働による花いっぱい植栽事業、公共施設植栽事業などの緑化を推進するとし、「公共施設などの植栽本数（累計）」を 458,000 本（現状 H26：426,228）、「身近に公園・緑地がある」と思う市民の割合の向上（現状 H27：58.8%）を目標としている。
- ・市民が親しめる水辺空間の創出について、市民との協働により、河川・水路の水辺環境の整備と保全を進めるとし、「水辺の整備・保全活動の参加者」を 4,000 人（現状 H26：3,903 人）を目標としている。
- ・農地の保全について、遊休農地の貸農園としての活用を推進するとし、「貸農園の区画面積」を 4,620 m²（現状 H26：1,023 m²）を増やすことを目標としている。
- ・都市農業の進行について、レンゲ開放農地や防災協力農地の推進など多面的機能を活かして農業の活性化を推進するとしている。

寝屋川市都市計画マスタープラン

- ・目指すべき将来都市構造には「集約連携型のまちづくり」、「都市活力を育む土地利用の形成」、「うるおいのある都市空間の形成」、「既存ストックの有効活用と効率的・効果的な都市基盤整備」の視点が掲げられている。
- ・その中で、みどりについては以下に示すとおり、潤いのある都市空間づくり、水や緑の連続性を確保し、まちなかでの自然を通じた交流促進に努めることなどが明記されている。

レクリエーション拠点：淀川河川公園、寝屋川公園、南寝屋川公園、打上川治水緑地、深北緑地、寝屋川公園墓地

水と緑のネットワーク軸：レクリエーション拠点を結ぶ淀川、寝屋川、寝屋川導水路、友呂岐水路（友呂岐緑地）、及び第二京阪道路、主要地方道八尾茨木線

寝屋川市環境基本計画

- ・今後の重点施策として、地球温暖化対策の啓発の一環として壁面緑化を推進することや、生物多様性保全の取組として市民参画による緑や生き物の現況調査や自然観察会等の開催、緑や生き物の生息環境の保全に取組むことが示されている。

寝屋川市景観基本計画（寝屋川市景観計画）

- ・景観形成の目標には「骨格的な自然景観の保全と育成」「市のシンボルとなる景観の創出」「魅力ある道路軸及び軸沿いの景観形成」「ゆとりと親しみのあるまちなみづくり」が掲げられている。
- ・このため、みどりは景観形成の主要な構成素となっており、東部丘陵緑地軸、寝屋川河川軸、淀川河川軸、主要道路軸は景観構造として重要な役割を担っている。また、景観重点ゾーンや景観重点地区の設定により、具体的な景観形成や景観まちづくりに取組まれている。

寝屋川市立地適正化計画（平成 30 年 3 月策定予定）

- ・本市では、人口（子育て世代の転出超過）や年齢構成の変化（高齢化の進行、高齢者単独世帯数の増加）、都市のスポンジ化（住工混在、密集市街地の広がり、狭隘道路・狭小住宅の存在、大規模団地の老朽化と高齢化）による《都市の魅力の低下、都市経営コストの非効率化》という課題を抱えている。
- ・このため、《都市格向上による持続可能な住みよいまちの実現》を理念とした上で、平成 30 年度に策定予定の「寝屋川市地域公共交通網形成計画」と連携しつつ、子育て世代の定住・流入を促進するとともに、市民の生涯を通じた健康づくりやまちの再生・活性化を図り、公共サービスの再配置や利便性が高く利用促進につながる公共交通ネットワークの再構築、または P R E（公的不動産）を活用した民間機能の誘導を行うこととしている。
- ・目指すべき都市の骨格構造における誘導区域の設定については、市内の鉄道 4 駅（中心拠点）や緑町、仁和寺、三井団地周辺地区（生活拠点）を《都市機能誘導区域》とし、行政施設や医療施設、子育て支援施設などの各種施設を誘導するとともに、市街化区域のうち法的に住宅建設が不可能なエリア等を除外した区域を《居住誘導区域》に設定している。

寝屋川市産業振興条例

- ・市民生活の向上、にぎわいと活力のあるまちの実現を目指して、市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者、寝屋川市が役割と責務を果たしながら連携・協働で取り組むとともに、商業、工業、農業の各分野が相互に連携・協働するとともに、事業者が分野や利害を超えて、相互に連携・協働することが定められている。
- ・各主体の役割と責務について、事業者については地域社会の一員としてのまちづくりへの関与や地域の発展への寄与、地域貢献や、分野や利害を超えた相互の連携・協働に取り組むことが示されており、市民については、地域産業の振興が市民生活の工場やまちのにぎわい創出に寄与していることについて理解・協力することや、事業者等によるまちづくりや地域貢献等への理解や活動への参加・協力などが示されている。

寝屋川市公共施設等総合管理計画

- ・公共施設等の更新については、今後も維持していくと判断する施設等については、財政負担軽減のため、長寿命化を図っていく取組が必須であることから、以下の3つの基本的な方針によって公共施設等のマネジメントを進めることとしている。

保全～まもる～：「点検、診断等」、「長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等」、「安全確保」、「耐震化」

総量抑制～おさえる～：「集約化」、「複合化」、「廃止」、「行政サービスの在り方見直し」

民間活力の活用～いかす～：「集約化・複合化を前提とした施設整備」、「長寿命化対策に有効な技術の活用」、「設備の更新」

- ・公園については、遊具、その他の公園施設などについての定期的な現地調査による点検を実施し、常時不具合や損傷の状態を把握できるよう取り組むことが示されている。
- ・更に、本計画で示した施設類型ごとの管理に関する基本的な考え方にに基づき、順次、個別計画を策定することとしており、インフラ個別計画として公園施設長寿命化計画の策定が必要となっている。

以上より、

**魅力と活力にあふれる元気都市の実現に、みどりが役立つことが期待されている。
公園施設の長寿命化等の必要性が示されている。**